



2022年11月25日  
18

山陽小野田市議会  
議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

~~樋口晋也~~  
樋口晋也

### 陳 情 書

(議会活動の正常化を求める陳情)

中島好人、山田伸幸両市議は山陽小野田市庁舎管理規則第7条に違反し「赤旗」の購読勧誘、配布、集金等を行っており違法状態にあることは誠に遺憾であり議会の責任として対応する義務があると考えています。

チェック機関の一員である議員の地位を利用し、不当に「赤旗」の購読勧誘を行っており職員の職務専念を邪魔するものでもあり到底看過できません。

しかもそこに折り込まれる「明るいまち」には想像だけで事実確認もしていない記事や、個人を誹謗中傷するような三文記事が垂れ流されている状況です。

また庁内の部署によっては職員以外立入禁止区域が設けられておりますが、守られておりません。これも議員特権でしょうか。議員の議案審査権の前では全ての個人情報が出しても良いとの考えは間違っており議会の横暴であると考えます。

更に山田議員は竜王中学校正門前の教育委員会が管理する土地において街宣活動を行なったことがあります。もちろん教育委員会に許可は取られていないとのこと。そもそも「市」保有の土地であろうが誰の土地であろうが所有者の了承を得て使用することは当然であると考えますが、山田議員の行為は問題ないのでしょうか。

上記3つの行為は、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条1号の「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」に抵触していると考えています。

議会が二元代表制の一翼を担うものとして「対等な」執行部との両輪の関係保持のために、市民100名以上の署名を待つのでは無く、議会自らが主体的に上記3点について調査確認し対応されますよう陳情いたします。

以上



山陽小野田市議会

議長 高松秀樹 様

2023年2月20日

山陽小野田市厚狭2117-1

下瀬俊夫

「わが町の憲法」と謳われた山陽小野田市自治基本条例の  
改正にあたって慎重審議を求める陳情書

2月21日から始まる3月市議会に、山陽小野田市自治基本条例（以下条例とする）の改正案が提案されています。2月10日にパブリックコメントが締め切られ、それに対する意見や回答が公開されてもいないのに、15日に開催された議会運営委員会には3月議会の議案として上程されることが決められました。

昨年11月に条例見直しのための審議会が設置され、わずか1カ月余3回の審議会で条例改正（素案）が決定され、1月16日から2月10日までパブリックコメントにかけられたものです。

私は今回の条例改正案が、見過ごしにできない幾つかの重要な改正内容を含んでいると考えるし、ある意味条例の抜本的な改正につながる重大な内容を持っていると懸念しています。

## ＜陳情の趣旨＞

1、現条例は、平成19年4月から平成22年3月まで3年間にわたって、公募された15人の市民が議論を重ねて練り上げられました。この条例は「市民が主役のまちづくりの実現」にむけて市民が市及び議会と協働して取り組むことを明記するとともに、この条例が「市政運営の最も尊重すべき規範である」と位置づけられています。

つまり市民が主体的に市政運営に参画し、市及び議会と協働して「市民が主役のまちづくり」を進めることを条例の大きな柱としており、この条例を市政運営の「最高規範」として、それ以降の市政運営のあり方や起案される条例内容まで影響を及ぼす位置づけがされていたのです。

2、現条例は公募された市民が主体的に作った条例のため、本来用いられる法令条文とは異なる「です・ます」調が採用されています。当初、答申を受けた市執行部はこの条文を「である」調に変更して市議会に提案してきましたが、議会は「市民の主体性を尊重すべきだ」として条文を「です・ます」調に修正・可決した経緯があります。

3、しかし今回の条例改正案は、以下みるような2点で重要な変更が行われています。



(1) 現条例の前文で「市、議会と協働してまちづくりを進めていく」と書かれた条文を「市、議会と協創の考え方を共有しながらまちづくりを進めていく」と変更されました。つまり市民が主体的に市、議会と協働してまちづくりを進めるとの市民の役割が、単なる「考え方を共有」するだけの一般的な「理念条例」に変質されていることです。

条例見直しの審議会の中で委員から「前文の中に『協創の理念のもとで』を追加したらどうか」との問いに、市は「条文を変更しても意味は変わらない」と完全にウソの説明を繰り返しています。審議過程に瑕疵があったと言わざるを得ません。

(2) 現条例では市民が主体的に市政運営に参画することを前提に、「市民」や「市民等」との明確な文言を用いています。しかし改正案では「誰もが」という主体的に市政運営にかかわれない新たな概念を持ち込んでいます。これは(1)で指摘した「理念条例」への変質とかわりがあるかもしれません。「理念条例」だと誰にでも適用できる一般性が生まれるからです。

4、今回の条例改正が、現状の市政運営と深いかわりがあるとは思えません。

それは昨年4月から実施された公民館廃止条例や昨年12月議会で可決された小野田児童館廃止と関連があるからです。現条例の趣旨からすれば各施設を利用する市民への説明責任や理解と同意が前提とならなければならなかったのに、ほとんどの利用者には何も知らされずに廃止が行われています。これは明らかに条例違反です。今回の条例改正の主な目的が「市民本位のまちづくり」への市民の参画や様々な施策への市民の理解と協力を得なくとも、「理念条例」なら単なる努力義務に過ぎなくなるからです。

5、市議会は同じ時期に議会基本条例を作りました。自治基本条例と一体となって市政を運営していく基本的な指針となったのです。今回の条例改正、この「わが町の憲法」改正にあたり、議会として市民に意見を聴く公聴会や参考人招致など様々な市民に開かれた制度を活用され、議会だけによる拙速な結論を急がれないよう陳情いたします。

以上